

ボイラーの検査・就業制限等の区分

ボイラーの規模による区分	検査・個別検定等	就業制限等	定期自主検査
ボイラー (小規模ボイラー)	製造・検査・設置上の規制	免許 免許又は技能講習	月 1 回
小型ボイラー	個別検定、設置報告	免許、技能講習又は特別教育	年 1 回
簡易ボイラー	—	—	—

注) (1) 検定は、都道府県基準局長又は厚生労働大臣が登録を受けた（登録個別検定機関、例えば社団法人ボイラ・クレーン安全協会）が行いその詳細は「機械等検定規則」に定められている。

(2) 免許は都道府県基準局長が与える。また、技能講習は都道府県基準局長若しくは登録教習機関(例えば、社団法人ボイラ・クレーン安全協会)が行い、特別教育は、事業者が行う(事業者に代って、例えば社団法人ボイラ・クレーン安全協会が行うこともある)。

免許・技能講習

就業制限の区分	免許、技能講習の区分	ボイラー則の条文
ボイラー技士	免許(特級、一級、二級)	23条、62条
ボイラー整備士	免許	35条、70条
ボイラー溶接士	免許(特別、普通)	9条
ボイラー据付工事作業主任者	技能講習	16条
ボイラー取扱技能講習終了者	技能講習	23条
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者	技能講習	62条
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者	技能講習	62条



ボイラー取扱作業主任者の資格別一覧表 (ボイラー則第24条)

伝熱面積の合計	資 格
500 m ² 以上	特級ボイラー技士
25 m ² 以上 500 m ² 未満	特級、一級ボイラー技士
25 m ² 未満	特級、一級、二級ボイラー技士
小規模ボイラーのみ	特級、一級、二級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習修了者

- 注) (1) 貫流ボイラーについては、その伝熱面積に10分の1を乗じて得た値を当該ボイラーの伝熱面積とすること。
- (2) 令第6条第16号イからニまでに掲げるボイラーについては、その伝熱面積を算入しないこと
- (3) 貫流ボイラーのみを取り扱う場合は、伝熱面積が500 m²以上の場合でも一級ボイラー技士でよい。

